

栃木市農業委員会総会議事録

令和5年12月22日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和5年12月22日(金) 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 渡邊 昭男	10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行
13 大谷 朗	14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	18 石塚 一彦
19 大塚 幸八	20 佐山 耕基	21 生澤 良一	

欠席委員

16 川田 久子 17 荒川 則夫

農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次 長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	石川 昌良	副主幹兼農委総務係長	小松原 雅人
主 査	田沼 篤	主 任	田中 翔汰

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	買受適格証明願について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (所有権の移転)について
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第4号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第5号	現況確認願の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和5年12月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

本日は、16番川田委員、17番荒川委員から欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、8番平本勲委員、9番渡邊昭男委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と田中翔汰氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

石川次長補佐

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が13件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、譲受人が以前から耕作している農地を、売買により取得する申請です。

譲受人は、沼和田町を中心に米の作付けを行っております。申請地

では引き続き米を作付けする予定です。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

2番については、経営規模拡大のため、売買により取得する申請です。

譲受人は、藤田町を中心に米の作付けを行っております。申請地では、米を作付けする予定です。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

3番、4番については、譲受人は同一であり、経営規模拡大のため売買及び贈与により取得する申請です。譲受人は大光寺町を中心に米麦の作付けをしています。申請地でも米麦を予定です。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

5番については、経営規模拡大のため、売買により取得する申請です。
譲受人は西方町真名子を中心にニラ、その他野菜の栽培を行っております。申請地においてはニラの作付けする予定です。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

6番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。
譲受人は、都賀町深沢、岩舟町小野寺を中心に農地を所有し柿、ソバなどの栽培をしております。申請地では柿を栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

7番については、市外に住む兄から申請地近くに住む弟への贈与の申請です。
譲受人は、居住地周辺で自家消費野菜の栽培を行っており、申請地においても同様に利用する予定です。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

8番については、譲受人が以前から耕作している農地を、売買により取得する申請です。
譲受人は大平町伯仲及び藤岡町緑川を中心に米の作付けを行っております。申請地においても引き続き、米の作付けをする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、経営規模拡大のため、売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町石川に所在する農地所有適格法人であり、小規模ながら米の作付けを行っております。今回経営規模を拡大し、米を作付けする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番、11番については、譲受人は同一であり、譲受人が以前から耕作している農地を、売買により取得する申請です。

譲受人は、岩舟町静を中心にブドウやコメの栽培を行っております。申請地でも引き続きブドウ、米の栽培を続けていく予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12番については、譲受人の自宅に隣接する農地を贈与により譲り受けることとなった経営規模拡大の申請です。

譲受人は、岩舟町三谷を中心に米などを作付しており、許可後は米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

13番については、譲受人が以前から耕作している農地を、売買により取得する申請です。

譲受人は岩舟町小野寺においてシイタケの栽培を行っております。申請地においても引き続き、シイタケの栽培をする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上13件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いいたします。北部調査委員長お願いいたします。

北部調査委員長
(泉田委員)

今回の北部調査委員長の14番泉田です。
今回は私と8番平本委員、10番狐塚委員の3名と事務局2名で、20日水曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告い

	<p>たします。</p> <p>今回北部は、所有権移転の申請が5件ありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。</p>
南部調査委員長 (生澤委員)	<p>今回の南部調査委員長の21番生澤です。</p> <p>今回は私と9番渡邊委員、20番佐山委員の3名と事務局2名で21日木曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。</p> <p>今回南部は、所有権移転の申請が8件ありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
小林委員	<p>6番小林です。</p> <p>6番についてですが、予定作物は「カキ」とのことですが、果樹の「柿」でしょうか。それとも花の「花き」でしょうか。</p>
石川次長補佐	<p>果樹の「柿」です。</p>
議長	<p>他にございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定</p>

いたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任 議案書の5ページをご覧ください。

今回は、5件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、駐車場及び資材置場敷地拡張の転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、産業廃棄物の収集運搬業を営む法人です。令和3年9月、農地転用により駐車場兼資材置場を新たに整備し、点在していた大型車置場やコンテナ置場を集約することで事業の効率化を図りました。その後、さらに事業体制を強化するため、中間処理施設を事業承継し稼働させたことから、収集運搬の総量が増加傾向にあります。発注量増加に伴い、自社車両の大型化・増車を図る必要が生じたため、現在の駐車場兼資材置場を拡張する計画に至りました。

農地の区分は、栃木県下都賀庁舎から1km以内の第2種農地であり、既存敷地拡張であるため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は既存の浸透槽により処理します。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、一般住宅の転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、市外の持家に家族2名で居住しておりますが、国道の拡幅工事に伴い、住居の移転が必要となりました。事業計画者にゆかりのあるものが鹿沼市にあり、同居する長女の職場が小山市にあることから、それらの中間地として栃木市内の本申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、歯科医院の転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、医師として市外の歯科医院に勤めておりますが、この度、所属歯科医院長や周囲からの勧めもあり、独立開業することとしました。申請地の周辺には住宅や店舗等が多く建ち並んでいるた

め、今後、地域の患者様と継続的な対応することができると考え、事業計画地として選定しました。

農地の区分は、栃木県下都賀庁舎から1 km以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は浸透槽により処理します。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、一般住宅の転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、実家に両親と同居しておりますが、子供部屋を確保することができないため、新居を構える計画に至りました。申請地は実家に隣接し、将来両親の面倒を見ることができると見込めるため、建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、許可基準に該当しません。

取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

田沼主査

5番については、一般住宅の転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、市内の貸家に家族3人で居住しておりますが、子供の将来を考え住宅の建築を計画しました。申請地は妻の実家に近く、将来両親の面倒を見ることができると見込めるため、建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、許可基準に該当しません。

取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上5件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。なお、1番の案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長 (泉田委員)	<p>今回北部は、一般住宅が2件、歯科医院が1件、駐車場及び資材置場の敷地拡張が1件、合計4件の申請がありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。</p>
南部調査委員長 (生澤委員)	<p>今回南部は、一般住宅の1件の申請がありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1番、2番、3番について、5番長委員お願いします。</p>
長委員	<p>5番長です。</p> <p>1番、2番、3番については、事務局および調査委員長の説明のとおり、特に問題ないと思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号4番について、10番狐塚委員お願いします。</p>
狐塚委員	<p>10番狐塚です。</p> <p>4番の案件は分家住宅であり、事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われ。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号5番について、18番石塚委員お願いします。</p>
石塚委員	<p>18番石塚です。</p> <p>5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われ。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>

	(質疑なし)
議長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>なお、1番の案件については、30アールを超えますので、「県農業会議常設審議委員会」に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。</p>
議長	次に、議案第3号「買受適格証明について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
石川次長補佐	<p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>今月は申請が1件ありました。願出人、土地の表示等については記載のとおりです。</p> <p>この申請は、栃木市による公売の入札参加に必要な買受適格証明願いであります。</p> <p>願出人は、太平町北武井を中心に米を作付しており、公売情報にまとまった農地があったことから経営規模拡大のため、申請に至りました。農地取得後は米の作付する予定です。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p> <p>以上1件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しておらず、農地法第3条の許可要件のすべてを満たしているため、買受適格証明を発行することに支障ないと思われます。ご審議よろしくお願いいいたします。</p>
議長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (生澤委員)	<p>今回南部は、証明願が1件ありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、証明す</p>

ることは妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田沼主査

議案書の9ページをご覧ください。

今回は、1件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。

1番については、地図は6ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、昭和43年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上1件の申請について、非農地証明をすることはやむを得ないものと思われまふ。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長
(生澤委員)

今回南部は、1件の申請がありました。

20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としておりまふ。

書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でな

いと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ここで、地元委員の意見を伺います。
番号1番について、21番生澤委員お願いします。

生澤委員 21番生澤です。
1番については、調査委員長として報告したとおり、特に問題ないと思われます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。新規、再設定併せて202件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。

議長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 議 長 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。県農業振興公社の関する1件1筆、約21aであります。事務局の説明は省略します。
- なお、本案件は6番小林委員に関係する案件のため、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に基づき、審議に加われませんので、小林委員は審議が終了するまで退席してください。
- （6番小林委員退席）
- 議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
- （質疑なし）
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
- 議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
- （異議なしの声）
- 議 長 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 これより小林委員の着席を認めます。
- 事務局は小林委員に入室することを伝えてください。
- （6番小林委員着席）
- 議 長 次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。
- 議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
- （質疑なし）
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
- 議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
- （異議なしの声）
- 議 長 異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第5号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。

議長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和5年12月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉会 午後3時9分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和5年 月 日

農業委員会長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (平 本)

署名委員 _____ (渡 邊)